

2020年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2019年9月7日実施)

試験科目：法律科目試験（刑法）

配点：100点

以下の問題文を読んで、具体的事実を摘示しながら、X、Zの罪責を論じなさい。

1. XとYは、いずれも個人企業の経営者であるが、事業不振のため、多額の借金の返済に窮し、押し込み強盗を企て、資産家甲方を狙うこと、奪い取る金が数十万円にとどまった場合は、徹底して脅迫しておいて後日あわよくば数千万円を脅し取ることを計画した。
 2. 平成30年10月8日午後11時30分ころ、目出帽で覆面をして甲方に忍び込み、甲が寝入り、その妻乙が風呂に入ったのを見届けた後、乙の湯上りを襲い、Xは右手で乙の口をふさぎ、「声を出したら、殺すぞ」などと申し向け、左手で乙の上腕部を強くつかんだ。
 3. Yは、乙の背後から両肩をつかみ、タオルで乙の口を押さえて暴行を加え、さらに、Yは、「3000万円出せ。出さなければ、皆殺しにするぞ。息子や孫がかわいくないのか。」などと語気鋭く申し向けて、甲方においてあった乙所有の現金18万円を奪ったうえ、「また連絡するから、3000万円を用意しておけ」と申し向け、乙にその支払いを約束させて立ち去った。
 4. XとYは、同月10日正午から同月11日午後5時ころまでの間、前後11回にわたり、甲方に電話をかけて乙に対し、こもごも、「奥さん、金できたか」、「約束破ったら、息子も孫も皆殺しだ」、「3000万円持って六本木の交差点まで来い」などと申し向けて現金3000万円を要求し、乙に承諾させた。
 5. XとYは、現金を受け取って逃走するための自動車がなかったので、Zに犯行を打ち明けて自動車の運転を引受けさせた。X、Y、Zの3名は、同日午後5時30分ころ、乙から金員を受け取るため、Zの運転する自動車で六本木交差点に赴いたが、張り込んでいた私服警察官に気づいて逃走した。
 6. 乙は、本件後、右肩と右上腕部に鈍痛を覚え、その部位に暗紫色のあざを見出し、数日を経ても痛みやあざが消えないので、約10日後に病院に赴いたところ、全治3週間を要する右肩・右上肢打撲傷と診断された。
-

2020年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2019年9月7日実施)

試験科目：法律科目試験（憲法）

配点：100点

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

司法書士は、強制加入団体である日本司法書士会連合会Yに登録しなければ司法書士として活動することが認められない(司法書士法8条1項)。Yは会則を制定し、その2条では、「連合会は、司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする」と定め、これに基づいて諸活動を行っている。Xは、司法書士として長年Yに登録している会員の1人である。

Yは、20**年*月*日開催の同会の総会において、審議の後、多数決を採り、「A法案反対決議」を行った。それは同法案が、司法書士の職域および権益を侵害する内容であることを理由とする。また同決議は、A法案を廃案にするために、会員全員から一律3,000円を徴収し、同法案に反対の立場の政党への政治献金に充てることとしていた。

Xは、同法案反対決議はともかくとして、特定政党への政治献金には反対であり、Xの考えに賛同する複数の司法書士とともにこの特別徴収の支払いを拒否しようとしている。

【設問】

- (1) Yを強制加入団体としていることは憲法違反ではないのか、論じなさい。
 - (2) それが憲法違反ではないと仮定した場合、Yが特定の政党に政治献金することは認められるか、論じなさい。
-

2020年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2019年9月7日実施)

試験科目：法律科目試験（商法）

配点：100点

次の文章を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

Y株式会社（以下、Y社とする。）は、名古屋市中央卸売市場北部市場において、青果仲卸業務の受託等を目的とする。Y社の発行済株式5000株のすべてが、名古屋市内において青果の仲買業等を目的とするA株式会社（以下、A社とする。）によって保有されている。Y社およびA社は、もっぱら野菜類を取扱い、将来において果物類を取り扱う予定はない。

B株式会社（以下、B社とする。）は、名古屋市中央卸売市場本場において青果物の仲卸業等を目的とするが、もっぱら果物類を取扱い、将来において野菜類を取り扱う予定はない。

Xは、A社株式3万4320株（総議決権の約21.5%）を有するほか、B社株式の30%以上を保有し、B社の監査役に就任している。Xは、Y社代表取締役Cが、Cの経営するD社の従業員の賃金をY社に支払わせた疑いがあると考えて、A社株主として、Y社の直近5年間の総勘定元帳、契約書および法人税の確定申告書控・資料の閲覧請求（以下、本件閲覧請求とする。）を行った。

【設問】

XのY社に対する本件閲覧請求は認められるか。理由を示して論じなさい。

2020年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻

＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2019年9月7日実施) 試験科目：法律科目試験（民法）

配点：200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。なお、設問には平成29年の民法（債権関係）改正後の法律に基づいて解答しなさい。

Ⅰ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

10年前に先妻と死別したAは4年前からBと事実婚の状態にあった。昨年夏にAは、Bに本件土地を贈与したが、未登記のまま今年になり急死した。Aには、先妻との間に娘Cがおり、他にAの相続人はいない。Cは、AB間の本件土地の贈与の話を知っており、かねてから父AとBの交際にも反対であったこともあり、A死亡後、直ちに本件土地につき、相続を原因とする所有権移転登記を経由した。その後、Cは本件土地をCの夫Dに無償で譲渡し、移転登記をした。さらに、Dは事情を知らないEに本件土地を譲渡し、移転登記をした。

（設問）この場合において、BとEの法律関係を説明せよ。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設問（1）および（2）に答えなさい（なお、各設問はそれぞれ独立している）。

Xは、自己所有の本件建物の賃貸人であるが、以下の各場合において、賃借人との間の建物賃貸借契約を解除することができるか。

設問（1）賃借人は個人商店主Aであるが、Aは、税金対策上、個人商店を会社として組織し（法人たる株式会社B・代表A。いわゆる法人成り）、当該法人に建物を使用させていた。なお、同法人の実権はすべてAが掌握して、経営の実態も個人商店時代と実質的に変更はなく、従業員や店舗の使用状況も同一であった。

設問（2）賃借人は、法人格を有する小規模会社Bである。従来その実質的な経営者はAであったが、経営をめぐる内紛から、法人格Bには変更はないものの、経営者が実質的にAからCに交代（法人B・代表C）することとなった。
